

白岡市告示第113号

白岡市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱を次のように定める。

平成27年3月26日

白岡市長 小島 卓

白岡市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱
(設置)

第1条 人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定並びに施策の実施及び効果の検証等に対し、市民、各機関の代表等からの意見、提言等を反映させるため、白岡市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人口ビジョンの策定に係る意見、提言等に関する事。
- (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に係る意見、提言等に関する事。
- (3) まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策の実施及び効果の検証に係る意見、提言等に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生の推進に対する意見、提言等に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 有識者会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の代表
- (3) 農業、商業、工業等の産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働機関、報道機関等の代表
- (4) 公募に応じた者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めるもの

3 有識者会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこ

れを定める。

4 有識者会議には、委員のほかにオブザーバー、ファシリテーター等を置くことができる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、有識者会議を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 有識者会議は、委員長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 有識者会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 有識者会議は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成27年5月1日から施行する。

2 この告示の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。